

議案第150号

大津市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の
制定について

平成24年12月3日提出

大津市長 越 直 美

大津市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

- 第1章 総則（第1条―第11条）
- 第2章 救護施設（第12条―第20条）
- 第3章 更生施設（第21条―第26条）
- 第4章 授産施設（第27条―第32条）
- 第5章 宿所提供施設（第33条―第38条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第39条第1項の規定に基づき、保護施設（医療保護施設を除く。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 保護施設は、利用者に対し、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇を行うよう努めなければならない。

（人権擁護等）

第3条 保護施設の設置者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、責任者を設置する等、

必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修の機会を確保しなければならない。

(構造設備の一般原則)

第4条 保護施設の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(設備の専用)

第5条 保護施設の設備は、専ら当該施設の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(職員の資格要件)

第6条 保護施設の長（以下「施設長」という。）は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 生活指導員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(職員の専従)

第7条 保護施設の職員は、専ら当該施設の職務に従事することができる者をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(秘密の保持等)

第8条 保護施設の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 保護施設の設置者は、職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第9条 保護施設は、その行った処遇に関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 保護施設は、その行った処遇に関し、法第19条第4項に規定する保護の実施機関から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 保護施設は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(非常災害対策)

第10条 保護施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常

災害に対する具体的計画を立てておかなければならない。

- 2 保護施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難又は救出の訓練その他必要な訓練を行わなければならない。
- 3 保護施設は、非常災害の発生の際にその事業を継続することができるよう、他の社会福祉施設との連携及び協力を行う体制を構築するよう努めなければならない。

(帳簿の整備)

第11条 保護施設は、設備、職員、会計及び利用者の処遇の状況に関する帳簿を整備しておかなければならない。

第2章 救護施設

(規模)

第12条 救護施設は、30人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

- 2 救護施設は、当該施設と一体的に管理運営を行う、日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて生活扶助を行うことを目的とする施設であつて入所者が20人以下のものを設置する場合は、5人以上の人員を入所させることができる規模を有するものとしなければならない。
- 3 救護施設は、被保護者の数が当該施設における入所者の総数のうちに占める割合がおおむね80パーセント以上としなければならない。

(設備の基準)

第13条 救護施設の建物(入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。次項(第22条第3項において準用する場合を含む。)において同じ。)又は準耐火建築物(同法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。次項(第22条第3項において準用する場合を含む。)において同じ。)でなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての救護施設の建物であつて、火災に係る入所者の安全性が確保されているものと認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練の頻繁な実施等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 救護施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

(1) 居室

(2) 静養室

(3) 食堂

(4) 集会室

(5) 浴室

(6) 洗面所

(7) 便所

(8) 医務室

(9) 調理室

(10) 事務室

(11) 宿直室

(12) 介護職員室

(13) 面接室

(14) 洗濯室又は洗濯場

(15) 汚物処理室又は汚物処理場

(16) 霊安室

4 前項第1号に掲げる居室については、一般居室のほか、必要に応じ、常時の介護を必要とする者を入所させる居室（以下「特別居室」という。）を設けるものとする。

5 第3項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 居室

ア 地階に設けてはならないこと。

イ 入所者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、3.3平方メートル以上とすること。

ウ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

エ 入所者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。

オ 特別居室は、原則として1階に設け、寝台又はこれに代わる設備を備えること。

(2) 静養室

ア 医務室又は介護職員室に近接して設けること。

イ アに定めるもののほか、前号ア及びウからオまでに定めるところによること。

(3) 洗面所 居室のある階ごとに設けること。

(4) 便所 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。

(5) 医務室 入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機械器具を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

(6) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(7) 介護職員室 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

6 前各項に規定するもののほか、救護施設の設備の基準は、次に定めるところによる。

(1) 廊下の幅は、1.35メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。

(2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

(3) 階段の傾斜は、緩やかにすること。

(職員の配置の基準)

第14条 救護施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する救護施設にあっては、第7号に掲げる職員を置かないことができる。

(1) 施設長

(2) 医師

(3) 生活指導員

(4) 介護職員

(5) 看護師又は准看護師

(6) 栄養士

(7) 調理員

2 生活指導員、介護職員及び看護師又は准看護師の総数は、通じておおむね入所者の数を5.4で除して得た数以上とする。

(居室の入所人員)

第15条 一の居室に入所させる人員は、原則として4人以下とする。

(給食)

第16条 給食は、あらかじめ作成された献立に従って行うこととし、その献立は栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

2 救護施設は、当該救護施設において食中毒が発生しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(健康管理)

第17条 入所者については、その入所時及び毎年定期的に2回以上健康診断を行わなければならない。

(衛生管理等)

第18条 救護施設は、入所者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理を適正に行わなければならない。

2 救護施設は、当該救護施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 入所者の日常生活に充てられる場所は、必要に応じ、採暖のための措置を講じなければならない。

4 救護施設は、1週間に2回以上、入所者を入浴させ、又は清拭^{けし}しなければならない。

(生活指導等)

第19条 救護施設は、入所者に対し、生活の向上及び更生のための指導を受ける機会を与えなければならない。

2 救護施設は、入所者に対し、その精神的及び身体的条件に応じ、機能を回復し、又は機能の減退を防止するための訓練又は作業に参加する機会を与えなければならない。

3 救護施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行わなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第20条 救護施設は、当該救護施設の設置者が入所者に係る救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第18号）第16条の2の厚生労働大臣が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

- (1) 当該入所者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「入所者に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。
- (2) 入所者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- (3) 入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。
- (4) 当該入所者が退所した場合には、速やかに、入所者に係る金銭を当該入所者に取得させること。

第3章 更生施設

（規模）

第21条 更生施設は、30人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

- 2 更生施設は、被保護者の数が当該施設における入所者の総数のうちに占める割合がおおむね80パーセント以上としなければならない。

（設備の基準）

第22条 更生施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 静養室
- (3) 食堂
- (4) 集会室
- (5) 浴室
- (6) 洗面所
- (7) 便所
- (8) 医務室
- (9) 作業室又は作業場
- (10) 調理室
- (11) 事務室
- (12) 宿直室
- (13) 面接室
- (14) 洗濯室又は洗濯場

2 前項第9号に掲げる作業室又は作業場には、作業に従事する者の安全を確保するための設備を設けなければならない。

3 前2項に規定するもののほか、更生施設の設備の基準については、第13条第1項、第2項、第5項第1号（オを除く。）及び第2号から第6号まで並びに第6項の規定を準用する。

（職員の配置の基準）

第23条 更生施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する更生施設にあつては、第7号に掲げる職員を置かないことができる。

- (1) 施設長
- (2) 医師
- (3) 生活指導員
- (4) 作業指導員
- (5) 看護師又は准看護師
- (6) 栄養士
- (7) 調理員

2 生活指導員、作業指導員及び看護師又は准看護師の総数は、入所人員が150人以下の施設にあつては6人以上、入所人員が150人を超える施設にあつては6人に150人を超える部分40人につき1人を加えた数以上とする。

（生活指導等）

第24条 更生施設は、入所者の勤労意欲を助長するとともに、入所者が退所後健全な社会生活を営むことができるよう入所者各人の精神及び身体の状態に適合する更生計画を作成し、これに基づく指導をしなければならない。

2 前項に定めるもののほか、生活指導等については、第19条（第2項を除く。）の規定を準用する。

（作業指導）

第25条 更生施設は、入所者に対し、前条第1項の更生計画に従って、入所者が退所後自立するのに必要な程度の技能を修得させなければならない。

2 更生施設は、作業指導の種目を決定するに当たっては、地域の実情及び入所者の職歴を考慮しなければならない。

（準用）

第26条 第15条から第18条まで及び第20条の規定は、更生施設について準用する。

第4章 授産施設

(規模)

第27条 授産施設は、20人以上の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。

2 授産施設は、被保護者の数が当該施設における利用者の総数のうちに占める割合がおおむね50パーセント以上としなければならない。

(設備の基準)

第28条 授産施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

- (1) 作業室
- (2) 作業設備
- (3) 食堂
- (4) 洗面所
- (5) 便所
- (6) 事務室

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 作業室

ア 必要に応じて危害防止設備を設け、又は保護具を備えること。

イ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

- (2) 便所 男子用と女子用を別に設けること。

(職員の配置の基準)

第29条 授産施設には、次に掲げる職員を置かななければならない。

- (1) 施設長
- (2) 作業指導員

(工賃の支払)

第30条 授産施設の利用者には、事業収入の額から、事業に必要な経費の額を控除した額に相当する額の工賃を支払わなければならない。

(自立指導)

第31条 授産施設は、利用者に対し、作業を通じて自立のために必要な指導を行わなければな

らない。

(準用)

第32条 第18条第1項（医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理に係る部分を除く。）及び第2項の規定は、授産施設について準用する。

第5章 宿所提供施設

(規模)

第33条 宿所提供施設は、30人以上の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。

2 宿所提供施設は、被保護者の数が当該施設における入所者の総数のうちに占める割合がおおむね50パーセント以上としなければならない。

(設備の基準)

第34条 宿所提供施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

(1) 居室

(2) 炊事設備

(3) 便所

(4) 面接室

(5) 事務室

2 前項第2号に掲げる炊事設備の火器を使用する部分は、不燃材料を用いなければならない。

3 前2項に規定するもののほか、宿所提供施設の設備の基準については、第13条第5項第1号（オを除く。）並びに第6項第1号及び第2号の規定を準用する。

(職員の配置の基準)

第35条 宿所提供施設には、施設長を置かなければならない。

(居室の利用世帯)

第36条 一の居室は、やむを得ない理由がある場合を除き、2以上の世帯に利用させてはならない。

(生活相談)

第37条 宿所提供施設は、生活の相談に応じる等利用者の生活の向上を図ることに努めなければならない。

(準用)

第38条 第18条第1項（医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理に係る部分を除く。）及び第2項の規定は、宿所提供施設について準用する。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

大津市社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
の制定について

平成24年12月3日提出

大津市長 越 直 美

大津市社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第65条第1項の規定に基づき、売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 婦人保護施設は、入所者に対し、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員により、社会において自立した生活を送るための支援を含め、適切な処遇を行うよう努めなければならない。

(最低基準と婦人保護施設)

第3条 婦人保護施設は、この条例で定める基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させるよう努めなければならない。

(構造設備の一般原則)

第4条 婦人保護施設の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項、入所者に対する危害の防止及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(非常災害対策)

第5条 婦人保護施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立てておかなければならない。

2 婦人保護施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難又は救出の訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

(苦情への対応)

第6条 婦人保護施設は、その行った処遇に関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じなければならない。

2 婦人保護施設は、その行った処遇に関し、売春防止法第34条に規定する婦人相談所から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 婦人保護施設は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(帳簿の整備)

第7条 婦人保護施設は、設備、職員、会計及び入所者の処遇の状況に関する帳簿を整備しておかなければならない。

(職員)

第8条 婦人保護施設には、施設長、入所者を指導する職員、調理員及び施設のその他の業務を行うために必要な職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。

2 婦人保護施設の職員は、専ら当該婦人保護施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者等の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

(施設長の資格要件)

第9条 施設長は、施設を運営する能力と熱意を有する者であつて、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 30歳以上の者であつて、社会福祉主事の資格を有するもの又は社会福祉事業若しくは更生保護事業に3年以上従事したものであること。

(2) 罰金以上の刑に処せられたことのない者であること。

(3) 心身ともに健全な者であること。

(設備の基準)

第10条 婦人保護施設の建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。次項において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。同項において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。同項において同じ。）でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての婦人保護施設の建物であつて、火災に係る入所者の安全性が確保されているものであると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 婦人保護施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。

(1) 事務室

(2) 相談室

(3) 宿直室

(4) 居室

(5) 集会室兼談話室

(6) 静養室

(7) 医務室

(8) 作業室

(9) 食堂

(10) 調理室

(11) 洗面所

(12) 浴室

(13) 便所

(14) 洗濯室

(15) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 居室

ア 入所者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、おおむね4.95平方メートル以上とすること。

イ 主要な出入口は、避難上有効な空地、共同廊下又は広間に直接面して設けること。

ウ 寝具を収納するための押入れその他の設備のほか、各人ごとに身の回り品を収納することができる収納設備を設けること。ただし、寝台を設けてある場合においては、寝具を収納するための設備は、設けることを要しないこと。

(2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(3) 医務室 入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機械器具を備えること。

(4) 食堂及び調理室 食器、調理器具等の消毒その他食堂及び調理室の清潔を常に保持するために必要な措置を講じなければならないこと。

(5) その他の設備

ア 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

イ 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(居室の入所人員)

第11条 一の居室に入所させる人員は、原則として4人以下とすること。

(自立の支援等)

第12条 婦人保護施設は、入所者の自立を支援するため、入所者の就労及び生活に関する指導及び援助を行わなければならない。

2 前項の指導及び援助は、入所者の私生活を尊重して行わなければならない。

3 婦人保護施設は、入所者の起床、就寝、食事、入浴その他の日常生活に関する事項についての規程を定めなければならない。

4 婦人保護施設は、入所者の自立を促進するため、各入所者ごとに自立促進計画を作成しなければならない。

(給食)

第13条 給食は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

2 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

3 栄養士を置かない婦人保護施設にあっては、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けなければならない。

(保健衛生)

第14条 婦人保護施設は、入所者については、毎年2回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

2 婦人保護施設は、居室その他入所者が常時使用する設備について、常に清潔にしなければならない。

3 婦人保護施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理を適正に行わなければならない。

4 婦人保護施設は、当該婦人保護施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第15条 婦人保護施設は、当該婦人保護施設の設置者が入所者に係る婦人保護施設の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第49号）第14条の2の厚生労働大臣が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

(1) 当該入所者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「入所者に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。

(2) 入所者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。

(3) 入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。

(4) 当該入所者が退所した場合には、速やかに、入所者に係る金銭を当該入所者に取得させること。

(関係機関との連携)

第16条 婦人保護施設は、婦人相談所、福祉事務所、都道府県警察、母子福祉団体、公共職業安定所、職業訓練施設その他の関係機関及び婦人相談員、母子自立支援員、民生委員、児童委員、保護司その他の関係者と密接に連携しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第152号

大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

平成24年12月3日提出

大津市長 越 直 美

大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第20条）

第2章 助産施設（第21条—第24条）

第3章 母子生活支援施設（第25条—第33条）

第4章 保育所（第34条—第42条）

第5章 雑則（第43条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第45条第1項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において「児童福祉施設」とは、助産施設、母子生活支援施設及び保育所をいう。

（最低基準の目的）

第3条 この条例で定める基準（次条及び第5条において「最低基準」という。）は、市長の監督

に属する児童福祉施設に入所している者が、明るく、安全で衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第4条 市長は、大津市社会福祉審議会児童福祉専門分科会の意見を聴き、その監督に属する児童福祉施設に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と児童福祉施設)

第5条 児童福祉施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている児童福祉施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(児童福祉施設の一般原則)

第6条 児童福祉施設は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重し、児童の最善の利益を考慮して、その運営を行わなければならない。

2 児童福祉施設は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

4 児童福祉施設には、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

5 児童福祉施設の構造設備は、採光、換気等入所している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(児童福祉施設と非常災害)

第7条 児童福祉施設は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備を設けるよう努めなければならない。

2 児童福祉施設は、非常災害に備えるため、関係機関への通報及び連携の体制、避難の方法等を定めた防災計画を策定するとともに、当該計画に基づき、必要な訓練を行わなければならない。

- 3 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。

(児童福祉施設における職員の一般的要件)

第8条 児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際に関する専門性を備えたものでなければならない。

(児童福祉施設の職員の知識及び技能の向上等)

第9条 児童福祉施設の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- 2 児童福祉施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第10条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、この限りでない。

(入所している者を平等に取り扱う原則)

第11条 児童福祉施設においては、入所している者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第12条 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第13条 児童福祉施設の長は、入所中の児童等（法第33条の7に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその児童等の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

第14条 児童福祉施設に入所している者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 母子生活支援施設においては、入所している者の希望等を勘案し、清潔を維持することができよう適切に、入所している者を入浴させ、又は清拭しなければならぬ。
- 4 児童福祉施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第15条 児童福祉施設（助産施設を除く。以下この項において同じ。）において、入所している者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法（第10条の規定により、当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

- 2 児童福祉施設において、入所している者に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している者の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。
- 3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
- 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。
- 5 児童福祉施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(入所した者及び職員の健康診断)

第16条 児童福祉施設の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

- 2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であつて、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所した児童に対する入所時の健康診断
児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断

3 第1項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は入所した者の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ助産の実施、母子保護の実施又は保育の実施を解除し、又は停止する等必要な手続を執ることを、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。

4 児童福祉施設の職員の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

(児童福祉施設内部の規程)

第17条 児童福祉施設においては、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。

(1) 入所する者の援助に関する事項

(2) その他施設の管理についての重要事項

(児童福祉施設に備える帳簿)

第18条 児童福祉施設には、職員、財産、収支及び入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。

(秘密保持等)

第19条 児童福祉施設の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 児童福祉施設は、職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第20条 児童福祉施設は、その行った援助に関する入所している者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設は、その行った援助に関し、当該助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施に係る都道府県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 児童福祉施設は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

第2章 助産施設

(種類)

第21条 助産施設は、第1種助産施設及び第2種助産施設とする。

2 第1種助産施設とは、医療法（昭和23年法律第205号）に基づく病院又は診療所である助産施設をいう。

3 第2種助産施設とは、医療法に基づく助産所である助産施設をいう。

（入所させる妊産婦）

第22条 助産施設には、法第22条第1項に規定する妊産婦を入所させて、なお余裕のあるときは、その他の妊産婦を入所させることができる。

（第2種助産施設の職員）

第23条 第2種助産施設には、医療法に基づく職員のほか、1人以上の専任又は嘱託の助産師を置かなければならない。

2 第2種助産施設の嘱託医は、産婦人科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

（第2種助産施設と異常分べん）

第24条 第2種助産施設に入所した妊婦が、産科手術を必要とする異常分べんをするおそれあるときは、第2種助産施設の長は、速やかにこれを第1種助産施設その他適当な病院又は診療所に入所させる手続をとらなければならない。ただし、応急の処置を要するときは、この限りでない。

第3章 母子生活支援施設

（設備の基準）

第25条 母子生活支援施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 母子室、集会、学習等を行う室及び相談室を設けること。
- (2) 母子室は、これに調理設備、浴室及び便所を設けるものとし、1世帯につき1室以上とすること。
- (3) 母子室の面積は、30平方メートル以上であること。
- (4) 乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）を入所させる母子生活支援施設には、付近にある保育所又は児童厚生施設が利用できない等必要があるときは、保育所に準ずる設備を設けること。
- (5) 30人未満の乳幼児を入所させる母子生活支援施設には静養室を、30人以上の乳幼児を入所させる母子生活支援施設には医務室及び静養室を設けること。

（職員）

第26条 母子生活支援施設には、母子支援員（母子生活支援施設において母子の生活支援を行

う者をいう。以下同じ。)、嘱託医、少年を指導する職員及び調理員又はこれに代わるべき者を置かなければならない。

- 2 心理療法を行う必要があると認められる母子10人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない。
- 3 心理療法担当職員は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学を含む。）の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。
- 4 配偶者からの暴力を受けたこと等により個別に特別な支援を行う必要があると認められる母子に当該支援を行う場合には、個別対応職員を置かなければならない。
- 5 母子支援員の数は、10世帯以上20世帯未満の母子を入所させる母子生活支援施設にあっては2人以上、20世帯以上の母子を入所させる母子生活支援施設にあっては3人以上とする。
- 6 少年を指導する職員の数は、20世帯以上の母子を入所させる母子生活支援施設にあっては、2人以上とする。

（母子生活支援施設の長の資格等）

第27条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「基準省令」という。）第27条の2第1項の厚生労働大臣が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

- (1) 医師であって、精神保健又は小児保健に関して学識経験を有するもの
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 母子生活支援施設の職員として3年以上勤務した者
- (4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は基準省令第27条の2第1項第4号の厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの
 - ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間
 - イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間
 - ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除

く。)

2 母子生活支援施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための基準省令第27条の2第2項の厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(母子支援員の資格)

第28条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 基準省令第28条第1号の地方厚生局長又は地方厚生支局長の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- (2) 保育士の資格を有する者
- (3) 社会福祉士の資格を有する者
- (4) 精神保健福祉士の資格を有する者
- (5) 学校教育法に基づく高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）に基づく中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は基準省令第28条第5号の文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、2年以上児童福祉事業に従事したもの

(生活支援)

第29条 母子生活支援施設における生活支援は、母子を共に入所させる施設の特性を生かしつつ、親子関係の再構築等及び退所後の生活の安定が図られるよう、個々の母子の家庭生活及び稼働の状況に応じ、就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談、助言及び指導並びに関係機関との連絡調整を行う等の支援により、その自立の促進を目的とし、かつ、その私生活を尊重して行わなければならない。

(自立支援計画の策定)

第30条 母子生活支援施設の長は、前条の目的を達成するため、入所中の個々の母子について、母子やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(業務の質の評価等)

第31条 母子生活支援施設は、自らその行う法第38条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らな

ければならない。

(保育所に準ずる設備)

第32条 第25条第4号の規定により、母子生活支援施設に保育所に準ずる設備を設けるときは、保育所に関する規定（第36条第2項及び第3項を除く。）を準用する。

2 保育所に準ずる設備を設ける場合の保育士の数は、乳幼児おおむね30人につき1人以上とする。ただし、1人を下回ることはいない。

(関係機関との連携)

第33条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、婦人相談所等関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。

第4章 保育所

(設備の基準)

第34条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル（これらの者のうち、ほふくをするもの（立ち歩きを始めた者を含む。）にあつては、1人につき3.3平方メートル）以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下同じ。）、調理室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は同号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のイからクまでの要件に、それぞれ該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段（同条第1項各号に規定する構造のものにあっては、当該階段の構造が、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とがバルコニー又は付室を通じて連絡し、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号に規定する構造であるものに限る。） 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段（同条第1項各号に規定する構造のものにあっては、当該階段の構造が、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とがバルコニー又は付室を通じて連絡し、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号に規定する構造であるものに限る。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 保育所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。エにおいて同じ。）以外の部分と保育所の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

- (ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。
- (イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 保育所の壁及び天井の室内に面する部分を不燃材料により仕上げていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関に火災を通報する設備が設けられていること。

ク 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(設備の基準の特例)

第35条 次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する保育所は、第15条第1項の規定にかかわらず、当該保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し、搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

- (1) 幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、安全面、衛生面、栄養面等における業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- (2) 当該保育所又は他の施設、保健所、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
- (3) 調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、安全面、衛生面、栄養面、技術面等において、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者としてすること。
- (4) 幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- (5) 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

(職員)

第36条 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。

2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむ

ね5人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上（認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「就学前保育等推進法」という。）第7条第1項に規定する認定こども園をいう。）である保育所（以下「認定保育所」という。）にあっては、幼稚園（学校教育法第1条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）と同様に1日に4時間程度利用する幼児（以下「短時間利用児」という。）おおむね35人につき1人以上、1日に8時間程度利用する幼児（以下「長時間利用児」という。）おおむね20人につき1人以上）、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上（認定保育所にあっては、短時間利用児おおむね35人につき1人以上、長時間利用児おおむね30人につき1人以上）とする。ただし、保育所1につき2人を下回ることはできない。

- 3 前項に定めるもののほか、保育所には、専ら障害児等（障害を有する乳幼児及び障害を有するおそれがある乳幼児で発達上の支援が必要であると市長が認めるものをいう。以下同じ。）の保育を担当する保育士を置くよう努めなければならない。

（職員の基準の特例）

第37条 保育所は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合に限り、施設内の調理室で行う調理業務の全部又は一部を第三者に委託することができる。この場合において、調理業務の全部を第三者に委託するときは、前条第1項の規定にかかわらず、当該保育所に調理員を置くことを要しない。

- (1) 乳幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、安全面、衛生面、栄養面等における業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- (2) 当該保育所又は他の施設、保健所、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
- (3) 調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、安全面、衛生面、栄養面、技術面等において、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者としてすること。
- (4) 乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- (5) 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

(保育時間)

第38条 保育所における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長がこれを定める。

(保育の内容)

第39条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、基準省令第35条の厚生労働大臣が定める指針に従わなければならない。

2. 前項に定めるもののほか、障害児等の保育の実施は、市その他の公的機関による発達に関する必要な助言を受けることができる体制を整備する等、障害児等の発達の保障に必要な配慮がなされたものでなければならない。

(保護者との連絡)

第40条 保育所の長は、入所している乳幼児の保護者と常に密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(公正な選考)

第41条 就学前保育等推進法第10条第1項第4号に規定する私立認定保育所は、同法第13条第2項の規定により読み替えられた法第24条第3項の規定により当該私立認定保育所に入所する児童を選考するときは、公正な方法により行わなければならない。

(利用料)

第42条 保育所が、法第56条第3項の規定による徴収金及び就学前保育等推進法第13条第4項の保育料（以下この条において「徴収金等」という。）以外に保育所が徴収金等に係る児童について提供するサービス（当該徴収金等を支払う者の選定により提供されるものを除く。）に関し当該者から利用料の支払を受ける場合にあつては、当該利用料の額は、当該サービスの実施に要する費用を勘案し、かつ、当該者の家計に与える影響を考慮して定めなければならない。

第5章 雑則

(委任)

第43条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 6人以上の乳児を入所させる保育所に係る第36条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限って、保育士とみなすことができる。

(特例幼保連携保育所の特例)

- 3 滋賀県認定こども園の認定に関する条例(平成18年滋賀県条例70号。以下「県条例」という。)第3条第2項に規定する要件を満たす運営を行うために設置後相当の期間を経過した幼稚園(その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。)と幼保連携施設を構成するよう保育所を新たに設置し、又は移転させる場合における当該保育所(以下「特例幼保連携保育所」という。)の保育室又は遊戯室については、当該幼保連携施設の園舎の面積(乳児又は満2歳に満たない幼児の保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積及び満2歳以上満3歳に満たない幼児の保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積を除く。)が次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる面積以上であるときは、当分の間、第34条第6号の規定を適用しないことができる。

学級数	面 積
1学級	180平方メートル
2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$ 平方メートル

- 4 特例幼保連携保育所の屋外遊戯場については、当該特例幼保連携保育所が構成する幼保連携施設の屋外遊戯場及び運動場の面積が、次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる面積と満2歳以上満3歳に満たない幼児につき第34条第6号の規定により算定した面積とを合算した面積以上であるときは、当分の間、同号の規定を適用しないことができる。

学級数	面 積
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル

- 5 特例幼保連携保育所であって、満3歳以上の幼児につき第36条第2項に規定する数の保育士を確保することが困難であるものに対する同項の規定(満3歳以上の幼児に関する部分に限る。)の適用については、当分の間、幼稚園の教員免許状を有する当該特例幼保連携保育所が構成する幼保連携施設の職員(当該特例幼保連携保育所の設置又は移転の後に新たに採用された者を除く。)であって、保育士となる資格の取得に努めており、その意欲、適性及び能力等

を考慮して滋賀県知事が適当であると承認したものは、その承認の有効期間に限り、保育士とみなす。

- 6 前3項の規定は、県条例第3条第2項に規定する要件を満たす運営を行うために設置後相当の期間を経過した保育所（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。）と幼保連携施設を構成するよう幼稚園を新たに設置し、又は移転させる場合における当該保育所について準用する。この場合において、前項中「当該特例幼保連携保育所の」とあるのは、「当該保育所と幼保連携施設を構成する幼稚園の」と読み替えるものとする。

議案第153号

大津市医療法施行条例の制定について

平成24年12月3日提出

大津市長 越 直 美

大津市医療法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専属の薬剤師を置かなければならない診療所)

第2条 法第18条本文に規定する条例で定める専属の薬剤師を置かなければならない診療所は、医師が常時3人以上勤務する診療所とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第154号

大津市が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定める条例の制定について

平成24年12月3日提出

大津市長 越 直 美

大津市が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第21条第3項の規定に基づき、本市が法第6条の2第1項の規定により一般廃棄物を処分するために設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定めるものとする。

(技術管理者の資格)

第2条 法第21条第3項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。)
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であつて、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第8条の17第2号イからチまでに掲げる者
- (4) 前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第155号

大津市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例
の制定について

平成24年12月3日提出

大津市長 越 直 美

大津市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づき、市が設置する都市公園に係る高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(一時使用目的の特定公園施設)

第3条 災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、この条例の規定によらないことができる。

(園路及び広場)

第4条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由

によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。

イ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とすること。

ウ 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

エ オに掲げる場合を除き、車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が通過する際に支障となる段がないこと。

オ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）を併設すること。

カ 戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

(2) 通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けたときに限り、幅を120センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。

オ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。

カ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

(3) 階段（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

イ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

ウ 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

- エ 踏面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
 - オ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差を大きくすること等により段を容易に識別できるものとする。
 - カ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。
 - キ 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
- (4) 階段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であつて高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。
- (5) 傾斜路（階段若しくは段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。
- ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。
 - イ 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。
 - ウ 横断勾配は、設けないこと。
 - エ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
 - オ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場が設けられていること。
 - カ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
 - キ 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
 - ク 傾斜路の勾配部分は、その接続する歩道等又は通路の部分との色の明度、色相又は彩度の差を大きくすること等により当該勾配部分を容易に識別することができるものとする。
- (6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所その他必要な場所には、柵、令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）そ

の他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

- (7) 次条から第12条までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ1以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第2条第2項の主要な公園施設に接続していること。

（屋根付広場）

第5条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋根付広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

- (2) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

（休憩所及び管理事務所）

第6条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

- (7) 幅は、80センチメートル以上とすること。

(4) 自動的に開閉する構造その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

- (2) カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。

- (3) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

(4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第9条第2項、第10条及び第11条の基準に適合するものであること。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する管理事務所について準用する。この場合において、同項中「休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は」とあるのは、「管理事務所は」と読み替えるものとする。

(野外劇場及び野外音楽堂)

第7条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、第5条第1号の基準に適合するものであること。

(2) 出入口と次号の車椅子使用者用観覧スペース及び第4号の便所との間の経路を構成する通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとしたときに限り、幅を80センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。

オ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。

カ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

キ 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所その他必要な場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

(3) 当該野外劇場の収容定員が200人以下の場合にあつては当該収容定員に50分の1を乗じて得た数以上、収容定員が200人を超える場合にあつては当該収容定員に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる観覧スペース（以下「車椅子使用者用観覧スペース」という。）を設けること。

(4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第9条第2項、第10条及び第11条の基準に適合するものであること。

2 車椅子使用者用観覧スペースは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 幅は90センチメートル以上とし、奥行きは120センチメートル以上とすること。

(2) 車椅子使用者が利用する際に支障となる段がないこと。

(3) 車椅子使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車椅子使用者の転落を防止するための設備が設けられていること。

3 前2項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外音楽堂について準用する。

(駐車場)

第8条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち1以上に、当該駐車場の全駐車台数が200台以下の場合にあつては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200台を超える場合にあつては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）を設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。

2 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 主要な園路までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

(2) 幅は、350センチメートル以上とすること。

(3) 車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、車椅子使用者用駐車施設の表示をすること。

(便所)

第9条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

(2) 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器が設けられていること。

(3) 前号の規定により設けられる小便器には、手すりが設けられていること。

2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合

は、そのうち1以上は、前項に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。

(1) 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。

(2) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

第10条 前条第2項第1号の便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、80センチメートル以上とすること。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。

オ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。

(イ) 自動的に開閉する構造その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

(2) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

2 前条第2項第1号の便房は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

(2) 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。

(3) 前号の標識は、必要に応じ、かな、ローマ字、絵等による見やすい表示とすること。

(4) 腰掛便座及び手すりが設けられていること。

(5) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。

3 第1項第1号ア及びオ並びに第2号の規定は、前項の便房について準用する。

第11条 前条第1項第1号アからウまで及びオ並びに第2号並びに第2項第2号から第5号までの規定は、第9条第2項第2号の便所について準用する。この場合において、前条第2項第2号中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

(水飲場及び手洗場)

第12条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する手洗場について準用する。

(掲示板及び標識)

第13条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する掲示板は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。
- (2) 当該掲示板に表示された内容が容易に識別できるものであること。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する標識について準用する。

第14条 第4条から前条までの規定により設けられた特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち1以上は、第4条の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近に設けなければならない。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

大津市公営住宅法に基づく市営住宅等の整備の基準を定める条例の制定について

平成24年12月3日提出

大津市長 越 直 美

大津市公営住宅法に基づく市営住宅等の整備の基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）第5条第1項及び第2項の規定に基づき、市が設置する公営住宅（以下「市営住宅」という。）及び共同施設（以下「市営住宅等」と総称する。）の整備の基準を定めるものとする。

(健全な地域社会の形成)

第2条 市営住宅等は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備するものとする。

(良好な居住環境の確保)

第3条 市営住宅等は、安全、衛生、景観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備するものとする。

(費用の縮減への配慮)

第4条 市営住宅等の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮するものとする。

(位置の選定)

第5条 市営住宅等の敷地（以下「敷地」という。）の位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定するものとする。

(敷地の安全等)

第6条 敷地が地盤の軟弱な土地、崖崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置を講じるものとする。

2 敷地には、雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設を設けるものとする。

(住棟等の基準)

第7条 住棟その他の建築物（以下「住棟等」という。）は、敷地内及びその周辺の地域の良好な居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮して配置するものとする。

(住宅の基準)

第8条 住宅には、防火、避難及び防犯のための適切な措置を講じるものとする。

2 住宅には、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置を講じるものとする。

3 住宅の床及び外壁の開口部には、当該部分の遮音性能の確保を適切に図るための措置を講じるものとする。

4 住宅の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）及びこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図るための措置を講じるものとする。

5 住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるための措置を講じるものとする。

(住戸の基準)

第9条 市営住宅の1戸の床面積の合計（共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。）は、25平方メートル以上とする。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所及び浴室を設ける場合は、この限りでない。

2 市営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備及び電話配線を設けるものとする。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所又は浴室を設けることにより、各住戸部分に設ける場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあっては、各住戸部分に台所又は浴室を設けることを要しない。

3 市営住宅の各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置を講じるものとする。

(住戸内の各部)

第10条 住戸内の各部には、移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置を講じるものとする。

(共用部分)

第11条 市営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置を講じるものとする。

(附帯施設)

第12条 敷地内には、必要な自転車置場、物置、ごみ置場等の附帯施設を設けるものとする。

2 前項の附帯施設は、入居者の衛生、利便等及び良好な居住環境の確保に支障が生じないように考慮されたものとするものとする。

(児童遊園)

第13条 児童遊園の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便及び児童等の安全を確保した適切なものとするものとする。

(集会所)

第14条 集会所の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便を確保した適切なものとするものとする。

(広場及び緑地)

第15条 広場及び緑地の位置及び規模は、良好な居住環境の維持増進に資するように考慮されたものとするものとする。

(通路)

第16条 敷地内の通路は、敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺の状況に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で合理的に配置するものとする。

2 通路における階段には、高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な補助手すり又は傾斜路を設けるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第157号

大津市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定 について

平成24年12月3日提出

大津市長 越 直 美

大津市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 歩道等（第3条―第10条）

第3章 立体横断施設（第11条―第16条）

第4章 乗合自動車停留所（第17条・第18条）

第5章 路面電車停留場等（第19条―第21条）

第6章 自動車駐車場（第22条―第32条）

第7章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第33条―第37条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、市道に係る高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法、道路交通法（昭和35年法律第105号）、道路構造令（昭和45年政令第320号）及び移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基

準を定める省令（平成18年国土交通省令第116号）において使用する用語の例による。

第2章 歩道等

（歩道）

第3条 道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）には、歩道を設けるものとする。

（有効幅員）

第4条 歩道の有効幅員は、大津市道の構造の技術的基準を定める条例（平成24年条例第 号）

第11条第3項に規定する幅員の値以上とするものとする。

2 自転車歩行者道の有効幅員は、大津市道の構造の技術的基準を定める条例第10条第2項に規定する幅員の値以上とするものとする。

3 歩道又は自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）の有効幅員は、当該歩道等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（舗装）

第5条 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。

ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 歩道等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。

（勾配）

第6条 歩道等の縦断勾配は、5パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。

2 歩道等（車両乗入れ部を除く。）の横断勾配は、1パーセント以下とするものとする。ただし、前条第1項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。

（歩道等と車道等の分離）

第7条 歩道等には、車道若しくは車道に接続する路肩がある場合の当該路肩（以下「車道等」という。）又は自転車道に接続して縁石線を設けるものとする。

2 歩道等（車両乗入れ部及び横断歩道に接続する部分を除く。）に設ける縁石の車道等に対する高さは15センチメートル以上とし、当該歩道等の構造及び交通の状況並びに沿道の土地利用の状況等を考慮して定めるものとする。

3 歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合においては、歩道等と車道等の間に植樹帯を設け、又は歩道等の車道等側に並木若しくは柵を設けるものとする。

(高さ)

第8条 歩道等(縁石を除く。)の車道等に対する高さは、5センチメートルを標準とするものとする。ただし、横断歩道に接続する歩道等の部分にあっては、この限りでない。

2 前項の高さは、乗合自動車停留所及び車両乗入れ部の設置の状況等を考慮して定めるものとする。

(横断歩道に接続する歩道等の部分)

第9条 横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は2センチメートルを標準とするものとする。

2 前項の段差に接続する歩道等の部分は、車椅子を使用している者(以下「車椅子使用者」という。)が円滑に転回できる構造とするものとする。

(車両乗入れ部)

第10条 第4条の規定にかかわらず、車両乗入れ部のうち第6条第2項の規定による基準を満たす部分の有効幅員は、2メートル以上とするものとする。

第3章 立体横断施設

(立体横断施設)

第11条 道路には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、高齢者、障害者等の円滑な移動に適した構造を有する立体横断施設(以下「移動等円滑化された立体横断施設」という。)を設けるものとする。

2 移動等円滑化された立体横断施設には、エレベーターを設けるものとする。ただし、昇降の高さが低い場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

3 前項に規定するもののほか、移動等円滑化された立体横断施設には、高齢者、障害者等の交通の状況により必要がある場合においては、エスカレーターを設けるものとする。

(エレベーター)

第12条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。

(1) 籠の内法幅及び内法奥行きは、それぞれ1.5メートル以上とすること。

(2) 前号の規定にかかわらず、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの(開閉する籠の出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。)にあっては、籠の内法幅は1.4メートル以上とし、内法奥行きは

1. 35メートル以上とすること。

- (3) 籠及び昇降路の出入口の有効幅は、第1号の規定による基準に適合するエレベーターにあっては90センチメートル以上とし、前号の規定による基準に適合するエレベーターにあっては80センチメートル以上とすること。
- (4) 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第2号の規定による基準に適合するエレベーターにあっては、この限りでない。
- (5) 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、籠外から籠内が視覚的に確認できる構造とすること。
- (6) 籠内に手すりを設けること。
- (7) 籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設けること。
- (8) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。
- (9) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
- (10) 籠内及び乗降口には、車椅子使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設けること。
- (11) 籠内に設ける操作盤及び乗降口に設ける操作盤のうち視覚障害者が利用する操作盤は、点字を貼り付けること等により視覚障害者が容易に操作できる構造とすること。
- (12) 乗降口に接続する歩道等又は通路の部分の有効幅及び有効奥行きは、それぞれ1.5メートル以上とすること。
- (13) 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。

(傾斜路)

第13条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、2メートル以上とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートル以上とすることができる。
- (2) 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。
- (3) 横断勾配は、設けないこと。

- (4) 二段式の手すりを両側に設けること。
- (5) 手すりの端部の付近には、傾斜路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
- (6) 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
- (7) 傾斜路の勾配部分は、その接続する歩道等又は通路の部分との色の明度、色相又は彩度の差を大きくすること等により当該勾配部分を容易に識別できるものとする。
- (8) 傾斜路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。
- (9) 傾斜路の下面と歩道等の路面との間が2.5メートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物を設けること。
- (10) 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏み幅1.5メートル以上の踊場を設けること。

(エスカレーター)

第14条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエスカレーターは、次に定める構造とするものとする。

- (1) 上り専用のものと下り専用のものをそれぞれ設置すること。
- (2) 踏み段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げとすること。
- (3) 昇降口において、3枚以上の踏み段が同一平面上にある構造とすること。
- (4) 踏み段の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により踏み段相互の境界を容易に識別できるものとする。
- (5) くし板の端部と踏み段の色の明度、色相又は彩度の差を大きくすること等によりくし板と踏み段との境界を容易に識別できるものとする。
- (6) エスカレーターの上端及び下端に近接する歩道等及び通路の路面において、エスカレーターへの進入の可否を示すこと。
- (7) 踏み段の有効幅は、1メートル以上とすること。ただし、歩行者の交通量が少ない場合においては、60センチメートル以上とすることができる。

(通路)

第15条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける通路は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、2メートル以上とし、当該通路の高齢者、障害者等の通行の状況を考慮して定めること。
- (2) 縦断勾配及び横断勾配は設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合又

は路面の排水のために必要な場合においては、この限りでない。

- (3) 二段式の手すりを両側に設けること。
- (4) 手すりの端部の付近には、通路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
- (5) 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
- (6) 通路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。

(階段)

第16条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける階段（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、1.5メートル以上とすること。
- (2) 二段式の手すりを両側に設けること。
- (3) 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
- (4) 回り段としないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- (5) 踏面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
- (6) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差を大きくすること等により段を容易に識別できるものとする。
- (7) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
- (8) 階段の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。
- (9) 階段の下面と歩道等の路面との間が2.5メートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物を設けること。
- (10) 階段の高さが3メートルを超える場合においては、その途中に踊場を設けること。
- (11) 踊場の踏み幅は、直階段の場合にあっては1.2メートル以上とし、その他の場合にあっては当該階段の幅員の値以上とすること。

第4章 乗合自動車停留所

(高さ)

第17条 乗合自動車停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さは、15センチメートルを標準とするものとする。

(ベンチ及び上屋)

第18条 乗合自動車停留所には、ベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、それらの機能を代替する施設が既に存する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

第5章 路面電車停留場等

(乗降場)

第19条 路面電車停留場の乗降場は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、乗降場の両側を使用するものにあつては2メートル以上とし、片側を使用するものにあつては1.5メートル以上とすること。
- (2) 乗降場と路面電車の車両の旅客用乗降口の床面とは、できる限り平らとすること。
- (3) 乗降場の縁端と路面電車の車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔は、路面電車の車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、できる限り小さくすること。
- (4) 横断勾配は、1パーセントを標準とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- (5) 路面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。
- (6) 乗降場は、縁石線により区画するものとし、その車道側に柵を設けること。
- (7) 乗降場には、ベンチ及びその上屋を設けること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(傾斜路の勾配)

第20条 路面電車停留場の乗降場と車道等との高低差がある場合においては、傾斜路を設けるものとし、その勾配は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。
- (2) 横断勾配は、設けないこと。

(歩行者の横断の用に供する軌道の部分)

第21条 歩行者の横断の用に供する軌道の部分においては、軌条面と道路面との高低差は、できる限り小さくするものとする。

第6章 自動車駐車場

(障害者用駐車施設)

第22条 自動車駐車場には、障害者が円滑に利用できる駐車のために供する部分（以下「障害者用駐車施設」という。）を設けるものとする。

2 障害者用駐車施設の数、自動車駐車場の全駐車台数が200以下の場合にあつては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上とし、全駐車台数が200を超える場合にあつては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上とするものとする。

3 障害者用駐車施設は、次に定める構造とするものとする。

(1) 当該障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。

(2) 有効幅は、3.5メートル以上とすること。

(3) 障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。

(障害者用停車施設)

第23条 自動車駐車場の自動車の出入口又は障害者用駐車施設を設ける際には、障害者が円滑に利用できる停車の用に供する部分（以下「障害者用停車施設」という。）を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 障害者用停車施設は、次に定める構造とするものとする。

(1) 当該障害者用停車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。

(2) 車両への乗降の用に供する部分は、有効幅及び有効奥行きを、それぞれ1.5メートル以上とすることその他の障害者が安全かつ円滑に乗降できる構造とすること。

(3) 障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。

(出入口)

第24条 自動車駐車場の歩行者の出入口は、次に定める構造とするものとする。ただし、当該出入口に近接した位置に設けられる歩行者の出入口については、この限りでない。

(1) 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち1以上の出入口の有効幅は、1.2メートル以上とすること。

(2) 戸を設ける場合は、当該戸は、有効幅を1.2メートル以上とする当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち、1以上の出入口にあつては自動的に開閉する構造とし、その他の出入口にあつては車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

(3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

(通路)

第25条 障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口から当該障害者用駐車施設に至る通路のうち1以上の通路は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、2メートル以上とすること。
- (2) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。
- (3) 路面は、平たんで、かつ、滑りにくい仕上げとすること。

(エレベーター)

第26条 自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階（障害者用駐車施設が設けられている階に限る。）を有する自動車駐車場には、当該階に停止するエレベーターを設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

2 前項のエレベーターのうち1以上のエレベーターは、前条に規定する出入口に近接して設けるものとする。

3 第12条第1号から第4号までの規定は、第1項のエレベーター（前項のエレベーターを除く。）について準用する。

4 第12条の規定は、第2項のエレベーターについて準用する。

(傾斜路)

第27条 第13条の規定は、前条第1項の傾斜路について準用する。

(階段)

第28条 第16条の規定は、自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階に通ずる階段の構造について準用する。

(屋根)

第29条 屋外に設けられる自動車駐車場の障害者用駐車施設、障害者用停車施設及び第25条に規定する通路には、屋根を設けるものとする。

(便所)

第30条 障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、当該便所は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備を設けること。
- (2) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。
- (3) 男子用小便器を設ける場合においては、1以上の床置き式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を設けること。
- (4) 前号の規定により設けられる小便器には、手すりを設けること。

2 障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、そのうち1以上の便所は、次に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1) 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。

(2) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

第31条 前条第2項第1号の便房を設ける便所は、次に定める構造とするものとする。

(1) 第25条に規定する通路と便所との間の経路における通路のうち1以上の通路は、同条各号に定める構造とすること。

(2) 出入口の有効幅は、80センチメートル以上とすること。

(3) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

(4) 出入口には、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する案内標識を設けること。

(5) 出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、80センチメートル以上とすること。

イ 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(6) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。

2 前条第2項第1号の便房は、次に定める構造とするものとする。

(1) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

(2) 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものであることを表示する案内標識を設けること。

(3) 腰掛便座及び手すりを設けること。

(4) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。

3 第1項第2号、第5号及び第6号の規定は、前項の便房について準用する。

第32条 前条第1項第1号から第3号まで、第5号及び第6号並びに第2項第2号から第4号までの規定は、第30条第2項第2号の便所について準用する。この場合において、前条第2項第2号中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

第7章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等

(案内標識)

第33条 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等

が見やすい位置に、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の移動等円滑化のために必要な施設の案内標識を設けるものとする。

- 2 前項の案内標識には、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

(視覚障害者誘導用ブロック)

第34条 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所、路面電車停留場の乗降場及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

- 2 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との色の明度、色相又は彩度の差を大きくすること等により当該ブロック部分を容易に識別できる色とするものとする。
- 3 視覚障害者誘導用ブロックには、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

(休憩施設)

第35条 歩道等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(照明施設)

第36条 歩道等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

- 2 乗合自動車停留所、路面電車停留場及び自動車駐車場には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所、路面電車停留場及び自動車駐車場の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

(防雪施設)

第37条 歩道等及び立体横断施設において、積雪又は凍結により、高齢者、障害者等の安全かつ円滑な通行に著しく支障を及ぼすおそれのある箇所には、融雪施設、流雪溝又は雪覆工を設けるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第3条の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第3条の規定にかかわらず、当分の間、歩道に代えて、車道及びこれに接続する路肩の路面における凸部、車道における狭^き窄部又は屈曲部その他の自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保するための道路の部分の設けることができる。
- 3 第3条の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第4条の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道の有効幅員を1.5メートルまで縮小することができる。
- 4 移動等円滑化された立体横断施設に設けられるエレベーター又はエスカレーターが存する道路の区間について、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第4条の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道等の有効幅員を1メートルまで縮小することができる。
- 5 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないため、第8条の規定による基準を適用することが適当でないと認められる歩道等については、当分の間、同条の規定による基準によらないことができる。
- 6 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないため、第10条の規定による有効幅員の基準を適用することが適当でないと認められる道路の車両乗入れ部に係る同条の規定の適用については、当分の間、同条中「2メートル」とあるのは、「1メートル」とする。